協議第1号

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更に係る協議について

豊口タクシー合資会社が運送主体である一般乗合旅客自動車運送事業(通称:小坂~ 十和田湖線)について、運賃の変更を予定している。

そのため、道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項により、地域公共交通会議の協議が調っていることを証する書類が必要となる。

1. 変更内容

(現行)

種類	運賃の額(1回)	適用方法
大人	1人 片道運賃 <u>2,000</u> 円	大人とは、12歳以上とする
	任復連頁 <u>3,000円</u> 1人	
小人	片道運賃 <u>1,000</u> 円 往復運賃 <u>1,500</u> 円	小人とは、3~12歳未満とする

(変更案)

種類	運賃の額(1回)		適用方法	
大人	1人 片道運賃 往復運賃	<u>2,400</u> 円 <u>3,600</u> 円	大人とは、	12歳以上とする
小人	1人 片道運賃 往復運賃	<u>1,200</u> 円 <u>1,800</u> 円	小人とは、	3~12歳未満とする

なお、現在、当該路線の利用者負担額は、利用者別に、

町民以外:上記(現行)表のとおり

町 民: 片道700円(同乗者が利用登録者の場合は600円)

としており、町民における運賃と利用者負担額との差額は、町が負担している。

<u>今回の運賃変更による、利用者負担額の変更は行わないものとし、町民以外・町民と</u> もに、運賃と利用者負担の差額は町が負担するものとする。

2. 変更理由

平成23年度の運賃変更以来、運賃の見直しを行っておらず、これまでの消費税率の 引き上げ等の情勢の変化に対応した運賃となっていないため、引き上げる必要がある。

3. 運送の主体、事業の種別、営業区域、運行系統又は運送の区間、適用する期間又はその区間その他の条件

変更なし

令和3年3月17日提出

小坂町地域公共交通会議 会長 山 崎 明

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書(案)

令和3年3月17日付け第2回小坂町地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1. 協議が整っている路線又は営業区域 秋田県鹿角郡小坂町小坂、小坂鉱山、十和田湖
- 2. 協議が整っている運行系統又は運送の区間

運送の区間				
起点	主な経由地	終点		
秋田県鹿角郡小坂町小	小坂町診療所、小坂町役場、小坂鉱山	秋田県鹿角郡小坂町		
	事務所、康楽館、小坂製錬、和井内、	大川岱自治会館前		
	十和田プリンスホテル、休平自治会	(十和田湖字大川岱		
(小奴士昭干「街地る)	館、十和田レークビューホテル	1番地1)		

3. 協議が整っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

種類	運賃の額(1回)	適用方法	
	1人		
大人	片道運賃 2,400円	大人とは、12歳以上とする	
	往復運賃 3,600円		
	1人		
小人	片道運賃 1,200円	小人とは、3~12歳未満とする	
	往復運賃 1,800円		

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件なし

令和3年3月●●日

小坂町地域公共交通会議 会長 山 崎 明